豊中市古文書資料の公開基準

(公開基準の趣旨・目的)

この基準は、豊中市歴史的文化的文書の保存及び利用等に関する規則第7条第2号の「当該歴 史的文化的文書を利用に供することにより市民の権利利益を不当に害するおそれその他の支障が あると市長が認めるもの」を類型化しその取扱いを規定することによって、豊中市古文書資料の 開示・不開示の基準を定めることを目的とする。

(基本方針)

- ・開示、不開示の決定は、下表を参照し、当該資料の内容、寄贈・寄託の際に付された条件、利用目的を総合的に判断したうえで、利用申出毎にその都度行う。
- ・利用制限するべき情報は、必要最小限とする。

(市民の権利利益を不当に害するおそれその他の支障があると市長が認めるものの類型及び開示・不開示の取扱い)

古文書資料に記載されている情報	開示・不開示の取扱い	
1. 人権上の配慮に関する事項		
被差別部落に関すること又は被差別民の 呼称が記載されている場合	個人又は地域が特定される場合など、支障があると 認めるものは、本市の人権政策に沿って取り扱うも のとする。	
2. 個人情報に関する事項		
① 重要な個人情報であって、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの 〈類型の例〉参考 犯罪・処罰歴、重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態	(文書作成から 140 年経過を目安) 個人が特定される場合であって、支障があると認め るものは、その全部又は一部を利用に供さないもの とする。	
	(文書作成から 140 年未満を目安) 原則不開示	

古文書資料に記載されている情報	開示・不開示の取扱い
	成から80年経過を目安)
	定される場合であって、支障があると認め、、その全部又は一部を利用に供さないもの
類型の例>参考籍、人種又は民族、家族、親族又は婚、信仰、思想、伝染性の疾病、身体の害その他の健康状態、犯罪・処罰歴(軽なもの)	:成から 80 年未満を目安) 示
人情報であって、当該情報を公にする 個人が特 るものに とにより、当該個人の権利利益を害す おそれがあると認められるもの 独型の例>参考 (文書作	成から50年経過を目安) 定される場合であって、支障があると認め 、その全部又は一部を利用に供さないもの 成から50年未満を目安)
人情報であって、当該情報を公にする 個人が特 さにより、当該個人の権利利益を害す おそれがあると認められるもの とする。	、その全部又は一部を利用に 成から 50 年未満を目安)

※上表の開示・不開示の取扱いにおける保護期間について、50年は「就労期間」を、80年は「生存期間」を、140年は「遺族の生存期間」を勘案して定めたものである。

※法人その他の団体に関する情報の開示・不開示の取扱いについては、上表を参考にその都度判断するものとする。

附則

この基準は、令和7年1月6日から施行する。